

別表 1（相談窓口）【既存】

市町村が実施する創業支援等事業（中之条町）

創業支援等事業の目標
（目標の根拠） - 町では、中之条町総合計画第6次構想中之条町まちづくりビジョンに基づいた産業振興に関する施策を重点目標の一つに位置づけ、商店街の賑わい創出のための施策等を展開しているが、商業活性化としての成果に結びつけることが難しい現状となっている。 - しかしながら、町が受けた創業に関する相談は令和4年度34件、令和5年度21件の状況で以前より増加しており、創業への関心の高まりがうかがえる。これは令和4年度に起業支援制度が創設されたことによるものと考えられるが、今後も支援制度の周知を図り創業への足掛かりとしたい。 - こうしたことから、町では創業支援対象者の目標を15件と設定し、庁内に相談窓口を設置するほか関係機関と連絡を図り、創業希望者が随時相談できる体制を整えて支援の強化を図る。 - 本計画に基づき町が事業に取り組むことにより、創業希望者に対しての受け皿が明確になり、商工会や金融機関との連携を図ることになるので、年間相談件数の7割（10件）の創業者創出を目標とする。 （目標数） - 創業支援対象者数：15件 創業者数：10件
創業支援等事業の内容及び実施方法
（1）創業支援等事業の内容 <窓口の業務> 【既存】 - 役場内に創業支援の相談窓口を設け、商工会、町内金融機関と連携し、様々な創業時の課題を解決する。相談窓口は、中之条町観光商工課の職員1名を町の窓口配置することとし、平日9時から17時まで相談対応を行う。 - 中之条町窓口では、町、県、国の支援施策を作成し紹介できるようにするとともに、町内で創業支援を行っている支援機関を紹介できるようにする。 - 相談者の相談内容やレベルに応じたきめ細かな支援を可能にするため、相談者が必要とする支援の内容を判断し、適切なアドバイスが受けられるよう中之条町商工会に専門家を配置し、中之条町相談窓口と連携して支援を行う。 - 創業に必要な要素となる要素別の各連携機関の役割は以下とする。 <創業に必要な要素と各連携機関が担う役割> - ターゲット市場の見つけ方 中之条町商工会が専門家と連携し市場ニーズを把握し、情報提供する。 - ビジネスモデルの構築の仕方 中之条町商工会、町内金融機関が顧客、ニーズへの対応、採算性についてのアドバイスを実施する。また、中之条町商工会が群馬県商工会連合会と連携し、創業スクールを行い、ビジネスモデル構築に向けた講座を行う。 また、要件を満たす者に対し、町も事業所開設や賃借料の一部を補助する。 - 売れる商品・サービスの作り方 中之条町商工会が専門家と連携し、商品・サービスに対するアドバイスや事業者連携のためのマッチング支援を行う。 - 適正な価格の設定と効果的な販売方法について 中之条町商工会が、販路開拓のためのマッチング支援を行う。

5. 資金調達

中之条町商工会が、資金調達へのアドバイスや金融支援を町内金融機関や日本政策金融公庫と連携して行う。また、書類作成の補助、補助金等の申請書の作成支援を行うとともに、町や県が、制度融資や利子補給を行う。

6. 事業計画書の作成

中之条町商工会が、事業計画書の策定について町内金融機関や専門家と一緒にアドバイスを行う。

また、補助金等の申請については、中之条町商工会等の認定経営革新等支援機関が連携してサポートを行う。

7. 許認可、手続き

町が、相談窓口において、創業手続き・許認可についてのアドバイス、専門家や関係機関への連絡を行う。

8. コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

中之条町商工会と群馬県商工会連合会が連携し、創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について継続的なアドバイスを行う。

<関連する中之条町の施策>

・チャレンジショップ出店支援事業

町内の空き店舗を商業施設等として利用して新規出店する事業者に対して、創業に必要な経費の一部を補助する。（空き店舗の改修に要する経費・補助率1／2、補助金上限20万円、初年度1回限り）、（新規出店・開設の用に供するための建物の賃借料・補助率1／2、補助金上限月額5万円、補助期間3年間）

・起業支援事業

町内で起業する事業者に対して、創業に必要な経費の一部を補助する。
（事業所購入、設備・備品購入、新築・改修に要する経費：補助率1／2、補助金上限100万円、起業時1回限り）、（事業実施に必要な直接人件費：補助率1／2、補助金上限月額5万円、補助期間申請日から12か月以内）

<創業支援機関との連携>

・各連携支援機関が支援を行った創業希望者等の情報に対しては、創業希望者の同意を得つつ、守秘義務に十分配慮しながら、町が情報集約し創業支援カルテを作成する。カルテには、製品、販路、販売手法、資金調達、人材等、創業希望者がどういう支援を望んでおり、どういったノウハウが不足しているか分かるようにし、適切な機関に誘導し、創業実現まで関係機関がハンズオンで支援できるようにする。

<特定創業支援等事業について>

・町が連携している群馬県商工会連合会の創業スクール（別表2－2）において、1ヶ月以上にわたり、4回以上、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身につく講義をそれぞれ受講し、支援を受けたことが『創業支援カルテ』で確認できる者を「特定創業支援等事業」を受けた者として、町が証明書を発行する。

<各事業の共通事項について>

・本創業支援等事業計画の全体の進捗状況を町が把握することとし、創業希望者・創業者に対するアンケート調査により常に体制を改善していくこととする。
・特定創業支援等事業を実施し、証明書の発行を受けた創業者に対しては、その後の創業の有無や実績報告等を電話、メールにて確認する。

- ・創業後についても、中之条町商工会と連携してフォローアップを行い、適切な支援を行っていくとともに、成功事例については、町、商工会の広報誌やホームページへの掲載、パンフレットの配布を行うなど、広くPRする。
- ・公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業支援対象者に対しては、創業支援サービスを行わない。各創業支援機関にもこの方針を徹底する

（２）創業支援等事業の実施方法

- ・中之条町観光商工課に担当者１名を配置し、関係機関と連携したワンストップ窓口を設置する。また関係機関とも連携のうえ、窓口設置のパンフレットを作り、連携機関の窓口にそれぞれ配架し、幅広く創業者の目に届くようにする。加えて、中之条町の広報誌においても、相談窓口設置を広くPRしていくこととする。
- ・必要な予算については、可能な範囲で町が手当てすることとする。
- ・町、商工会のホームページ上でも施策を紹介していく。
- ・各創業支援機関が支援を行った創業支援対象者情報等に関しては、個人情報保護に配慮しつつ、町が一元管理を行い、名簿や集計表の作成を行い、創業支援カルテを作成し、創業支援機関と共有を図る。
- ・関係機関との連携を密にするため、月に一度関係機関担当者の連絡会議を開催し、各機関の活動状況、改善点について情報共有を行う。

計画期間

平成２７年１２月１日～令和１２年３月３１日

変更箇所については、令和７年４月１日～令和１２年３月３１日

別表 2-1 (ワンストップ相談窓口) 【既存】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 中之条町商工会 (2) 住所 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町 6 6 4 - 1 (3) 代表者の氏名 会長 林 哲也 (4) 連絡先 TEL0279-75-2200、FAX0279-75-2713、担当者 山賀 英彦
創業支援等事業の目標
(目標の根拠) ・ 昨年の相談件数は延べ4件であったが、商工会では創業支援のメニューを充実させ創業融資制度の相談や事業計画作成支援、中之条町起業支援事業補助金支援、創業セミナー等の開催により创业者の支援を行い、金融機関等の関係機関と連携により、年間10件を目標数とする。 ・ ここ数年、町内各関係機関（中之条町商工会・町内金融機関の窓口）での年間相談件数のうち、実際に創業した者が約3割程度の実績だった。本計画に基づき、町や金融機関との連携を図り、年間相談件数の5割（5件）の创业者創出を目標とする。 (目標数) ・ 創業支援対象者数：10件 创业者数：5件
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容＜相談窓口＞【既存】 ・ 中之条町商工会内に創業支援の相談窓口を設け、町、町内金融機関と連携し、様々な創業時の課題を解決する。ワンストップ相談窓口は、中之条町商工会の経営指導員1名を窓口に配置することとし、平日9時から17時まで相談対応を行う。 ・ 窓口では、相談者に対し、支援施策を一覧で紹介できるようにするとともに、町内の支援機関を紹介できるようにする。 ・ 相談者の相談内容やレベルに応じた支援を可能にするため、相談者が必要とする支援の内容を判断し、適切なアドバイスが受けられるよう専門家を配置し、中之条町相談窓口と連携して支援を行う。 (2) 創業支援等事業の実施方法【拡充】 ・ 中之条町役場、図書館、中之条町のHP等で相談窓口の広報・PRを行う。相談者に対しては、中之条町の商工業施策を積極的に紹介し、活用してもらうこととし、連絡会議において、事業の実績、その後の状況など情報共有を行う。また、空き店舗・事業所等物件の斡旋も実施する。 ・ 名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。 ・ 創業希望者から相談があった場合、相談者に応じて経営指導員が、経営、財務、販路拡大、新商品開発等について、相談指導を実施する。各種専門家や中之条町、町内金融機関等の連携により、創業まで様々な課題を解決する。
計画期間
平成27年12月1日～令和12年3月31日 変更箇所については、令和7年4月1日～令和12年3月31日

別表２－２（創業スクール）【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 群馬県商工会連合会 (2) 住所 群馬県前橋市関根町３－８－１ (3) 代表者の氏名 会長 石川 修司 (4) 連絡先 TEL027-231-9779、FAX027-234-3378、担当者 経営支援課 堀川
創業支援等事業の目標
(目標の根拠) ・ 町内における開業率の向上を目指し、創業希望者に対し、群馬県商工会連合会を創業支援事業者とする支援事業に取り組む。令和５年度に実施した「ぐんま創業スクール」の受講者は４２人、うち中之条町からの受講者は１人であった。一方、昨年、町内各関係機関（中之条町商工会・町内金融機関の窓口）が受けた相談件数は延べ４件であった。本事業では、町や金融機関と連携を図り、５人の受講者を目標とする。受講終了後もフォローすることにより創業の実現まで支援を行うこととし、ここ数年相談件数の３割程度だった創業実績を４割まで上げ、２人の者の創業を目指す。 (目標数) ・ 創業支援対象者数：５件 創業者数：２件
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容〈創業スクール〉【既存・特定創業支援等事業】 創業希望者を対象とする創業スクールを年１回（全５日間）実施する。受講終了後も、商工会の経営指導員や専門家がフォローすることとし、金融機関とも連携しながら支援を行う。開催期間は１０～１２月頃、以下のテーマについて専門家の講義を実施する。 「創業スクール」（案） 第１回 キックオフミーティング、新時代のビジネスアイデア 第２回 儲けるマーケティング戦略、群馬の先輩創業者に聞く体験談 第３回 創業時に必須の集客ツール作成法、成功するビジネスプラン作成 第４回 お金の準備と創業時の手続き、初めてでも売れる営業・販売術 第５回 自分でできるインターネット活用術、成功に向けたスタートダッシュ ＜特定創業支援等事業について＞ 講義のうち、４回以上、１ヶ月以上の期間にわたり、経営、財務、人材育成、販路開拓の４つの知識が身につく講義を含む全ての講義に出席した者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。 (2) 創業支援等事業の実施方法 ・ 町のホームページ等で創業スクールの広報・PRを行う。卒業生については、町、県などの公的制度融資等を紹介し、積極的に活用してもらうこととし、連絡会議において、事業の実績、その後の状況など情報共有を行う。 ・ 特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成し、個人情報の取り扱いの了解を得て、事業終了後直ちに中之条町に提出する。 ・ 名簿の管理については、個人情報保護法等を遵守する。 ・ 特定創業支援等事業の資格を満たした者に対しては、中之条町の制度融資、利子補給制

度を積極的に紹介し、活用してもらうこととし、その後の創業の有無や実績等を電話、メールにて確認する。連絡会議等において、事業の実績、その後の状況 など情報共有を行い、必要に応じて継続的な支援を行う。

計画期間

平成27年12月1日～令和12年3月31日

変更箇所については、令和7年4月1日～令和12年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第14回認定日以降の申請が対象となる。